

議案第 5 号

我孫子市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例及び我孫子市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例及び我孫子市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

我孫子市長 星野 順一郎

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、条文を整理するため提案するものです。

我孫子市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例及び我孫子市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の一部を改正する条例

(我孫子市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 我孫子市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成15年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法<u>第5条第28項</u>に規定する地域活動支援センターにおいて実施する事業に関すること。</p> <p>(3)から(5)まで 略</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法<u>第5条第27項</u>に規定する地域活動支援センターにおいて実施する事業に関すること。</p> <p>(3)から(5)まで 略</p>

(我孫子市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の一部改正)

第2条 我孫子市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（平成22年条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(8)まで 略</p> <p>(9) 住宅等 住宅、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(8)まで 略</p> <p>(9) 住宅等 住宅、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定</p>

する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設及び同法第29条に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護及び行動援護を除く。）を行う施設並びに同条第11項、**第28項**及び**第29項**に規定する施設をいう。

する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設及び同法第29条に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護及び行動援護を除く。）を行う施設並びに同条第11項、**第27項**及び**第28項**に規定する施設をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。